

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る質問と回答

①申請に関すること

No	質 問	回 答	回 答 日
1	説明会で「基本チェックリスト実施日が、認定有効期間の開始日」と言われたが、今まで要支援認定を受けていた方は、要支援認定期間終了日より前に基本チェックリストを実施するが、そうすると終了日と開始日がだぶらないか。どのように考えればよいのか。	要支援認定更新者が、基本チェックリストにより事業対象者となる場合は要支援認定有効期間の終了日の翌日が事業対象者の認定有効期間の開始日となります。	H29.1.13
2	事業対象者が介護保険サービスを希望し、介護認定を受けるときに、居宅介護支援事業所が申請代行できるか。	従来通り居宅介護支援事業所は、要介護（要支援）認定の代行申請は可能です。	H29.1.13
3	更新時に「基本チェックリストによる判定」となった場合、基本チェックリストは誰がどこで（自宅？）行うのか。	基本的には、本人が市の窓口で基本チェックリストに答えて頂くことになります。しかし、やむを得ず来庁できない場合は、家族の代行申請や居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターが本人宅に訪問し基本チェックリストを行う場合もあります。	H29.1.13
4	現在要支援の認定を受けている方が、更新時に継続したサービス（デイサービス利用のみ）を希望するときは、基本チェックリスト判定となり、更新後は事業対象者となるのか。要介護（要支援）認定を受けることはできないのか。	事業所説明会資料（P11）に記載しておりますように、要支援の方で引き続きデイサービスのみを利用される方は、基本チェックリスト判定を行い事業対象者として総合事業を利用することになります。予防給付のサービスを希望される場合は、要介護（要支援）認定が必要になります。	H29.1.13
5	（たつの市総合事業に係る事業所冊子のP11の図について） 基本チェックリストは誰が判定するのか。もし担当ケアマネジャーのみの判定であれば不公平がでないか。地域包括支援課も本人の身体状況や認知機能など実際に見られるのか。	地域包括支援課で基本チェックリストや聞き取りをもとに判定を行います。必要に応じて身体状況の確認も行います。事業対象者となり総合事業を利用する際は、必ず適切な介護予防ケアマネジメントを実施し身体状況に応じた自立支援のケアプランが作成されサービスが提供されます。	H29.1.13
6	基本チェックリストでの判断は、誰が行うか。	地域包括支援課で基本チェックリストや聞き取りをもとに判定を行います。	H29.1.13
7	被保険者証の認定年月日及び認定有効期限は、基本チェックリスト実施日となっているが、本人以外の代行申請の時は申請日とするのか。	お見込のとおり。 事業対象者は、基本チェックリスト実施日が認定日及び認定有効期間の開始日となります。実施日とは、市の窓口へ提出した日（受付日）です。申請日は受付日と考えます。	H29.1.13
8	要支援の認定者が認定更新のために要支援認定終了日までに基本チェックリストを実施した場合も、被保険者証の認定年月日及び認定有効期間の年月日は、基本チェックリスト実施日になるのか。	認定年月日は、基本チェックリスト実施日となり、認定有効期間の開始日は要支援認定終了日の翌日からとなります。実施日とは、市の窓口へ提出した日（受付日）です。	H29.1.13

9	要介護者が総合事業のサービスを利用するために区分変更は可能か	区分変更申請にて要支援認定となった場合、総合事業の利用は可能です。非該当の場合でも、基本チェックリスト判定で該当者となれば利用可能です。	H29.1.13
10	要介護者が認定取り消しを行うと、総合事業のサービスを利用することができるのか。	要介護者が認定取り消しを行うと、初めてサービスを希望する方に該当するため要介護(要支援)認定を申請する必要があります。	H29.1.13
11	事業対象者は、要介護(要支援)の区分変更の申請はできるのか。	事業対象者は認定期間の終了日が設定されていないため予防給付のサービスを希望する場合、要介護(要支援)認定を申請する必要があります。	H29.1.13
12	基本チェックリストの様式の被保険者署名欄は、本人の直筆でないといけないのか。	被保険者本人が身体状況等によりやむを得ない場合は、代筆者が本人の了解を得て記入することも可能です。	H29.1.13
13	住所地特例施設に入居している対象者は、どこが基本チェックリストを実施するのか。	平成27年4月以降、住所地特例施設のある市町村が対象者の相談を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することとなり、基本チェックリストも当該市町村が実施することになります。事業対象者となれば当該市町村が保険者に、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書」と被保険者証を送付します。保険者は被保険者証の発行を被保険者に郵送しサービス利用となります。(介護保険最新情報Vol429参照)	H29.1.13
14	総合事業の運用開始は平成29年4月～だが、認定更新が平成29年4月～から対象になるのか。そうすると平成29年2月～の更新手続きからの動きになるのか	お見込のとおり。	H29.1.13
15	基本チェックリストは誰が持っていくのか。ケアマネジャーが代行した時に事業対象者の被保険者証は、今まで同様に郵送されるのか、ケアマネジャーに手渡されるのか。	本人、家族または居宅介護支援事業所等から基本チェックリストを地域包括支援課へ提出し、地域包括支援課で事業対象者判定を行います。その場での被保険者証の発行は行わず、本人へ郵送をします。(事業所説明会資料P10参照)	H29.1.13

②訪問型サービスに関すること

No	質 問	回 答	回 答 日
16	第1号訪問事業について「現行相当サービス」の訪問介護員によるサービスが必要なケースの生活援助の内容はどういうものか。 「緩和した基準によるサービス」の生活援助の内容と差があるか。 利用者が専門職の訪問を希望すれば、生活援助でも「現行相当サービス」として取り扱えるか。	第1号訪問事業の現行相当サービスと緩和したサービスの違いは、身体介護が必要かどうかです。現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの併用は想定しておらず、利用者の身体状況をアセスメントし適切な介護予防ケアマネジメントにより身体介護の必要性の有無でサービスを決定します。	H29.1.13
17	訪問型サービスの緩和した基準によるサービスの内容について、予防給付と同様に同居の家族の支援がない場合のみの利用となりますか。	お見込のとおり。現行の訪問介護と同様です。	H29.1.13

③通所型サービスに関すること

No	質 問	回 答	回 答 日
18	(緩和基準による通所) 必要に応じた通所型サービス個別計画の作成についての基準を教えてください。 (必要に応じた計画の見直し、更新の期間など必要なのか。)	必要性についてはサービス事業所の判断となります。本人の自立支援に資する場合はできるだけ作成をお願いします。利用者の身体状況等の変化によるケアプランの変更があれば、その都度計画内容を見直してください。	H29.1.13
19	運動機能向上加算は廃止なのか。(現行相当・緩和)	本市においては、総合事業での運動機能向上加算は適用しません。 (ただし、現行相当サービスのみなし指定事業所においては、平成30年3月31日まで適用します。)	H29.1.13
20	事業所評価加算は廃止なのか。(現行相当・緩和)	本市においては、総合事業での事業所評価加算は適用しません。 (ただし、現行相当サービスのみなし指定事業所においては、平成30年3月31日まで適用します。)	H29.1.13
21	19、20の問の加算が廃止の場合は、より専門的なものと、緩和との違いは何になるか。(要介護状態への予防という考え方から、運動機能向上加算という考え方ができたと思われるが、単に機能訓練指導員配置で補われるか：施設の利用者の選択制に影響は)近隣市町村では現存。	利用者の運動機能向上を妨げるものではありません。 ただし、運動機能向上計画の作成や評価の実施等のサービス提供については、事業所の判断で行っていただきます。	H29.1.13
22	サービス提供加算は廃止の方向か。(現行相当・緩和)	本市においては、総合事業でのサービス提供加算は適用しません。 (ただし、現行相当サービスのみなし指定事業所においては、平成30年3月31日まで適用します。)	H29.1.13
23	(緩和基準による通所) 営業時間設定はあるか。	サービス提供時間は現行に準じ、3時間以上を想定しています。	H29.1.13

24	(緩和基準による通所) 送迎に関して、現行と同様の考え方なのか。自己で来所されるような場合はどのような見解か。	現行と同じです。当該事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合について、減算となります。	H29.1.13
25	(事業所規模との関連) 緩和型通所介護を実施した場合、従来の通所介護の規模に影響するか。 【小規模(地域密着)・通常規模前年度実績750人以下・大規模(前年度実績750～900人以下)等】例えば、緩和型通所介護を実施することで750人以下から770人になると、事業所として通常規模から大規模となる可能性があるか。	1 指定通所介護と第1号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、第1号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))の利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めない。 2 指定通所介護と第1号通所事業(現行の介護予防通所介護に相当するサービス)を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に第1号通所事業(現行の介護予防通所介護に相当するサービス)の利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることになる。 (厚労省 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 1)参照)	H29.1.13
26	説明会資料に、みなし指定を受けた事業所は、平成30年3月31日までは現行の介護予防訪問介護と同じとなっているが、運動機能向上加算・サービス提供加算(現行)・事業所加算を算定可能と判断してよいか。(平成29年4月以降の認定を受けた方も)	お見込のとおり。	H29.1.13
27	(緩和基準による通所) 別途おやつ代、材料費(アクティビティ)等の設定は可能か。	第1号事業の実施に際し、食事代その他実費が生じる時は、利用者負担とするため、事業所において必要な範囲で設定可能です。	H29.1.20
28	現在の生きがいデイ利用者の対応はどのようになるか。	生きがいデイサービス事業利用者に対して、1月から順次、市が総合事業の事業説明と併せて基本チェックリストによる事業対象者の判定を行い、事業対象者となった場合は、平成29年4月1日から通所型サービスへ移行していただきます。	H29.1.13
29	現在の生きがいデイ利用者は、3月末までにチェックリストを実施し、その後に該当者の介護保険証とケアマネジメント依頼届出書を提出すれば、平成29年4月1日から円滑に通所型を利用できるのか。	基本チェックリストの判定の結果、事業対象者となります。介護予防サービス計画書・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出し介護予防ケアマネジメントを実施すれば平成29年4月1日から通所型サービスの利用ができます。【事業所説明会資料の介護予防ケアマネジメントマニュアル(P2)に記載】	H29.1.13
30	(緩和基準による通所) 必要に応じて通所型サービス個別計画の作成とあるが「必要に応じて」とは具体的にどのような場合か。	番号18を参照ください。	H29.1.13

31	ガイドラインによると介護・予防・第1号通所型を一体的に運営する場合の定員は、介護と予防を一括りとし定員を定め、別に第1号通所型定員を定めるとある。これは運営規定及び重要事項説明書に、それぞれの定員を明記するのか、また定員は超過ではないが、それぞれ内訳定員が超過した場合、それぞれで減算となるのか。	・運営規定及び重要事項説明書の定員を明記は、お見込みのとおり。 ・通所介護と通所介護相当サービスの部分が、通所介護と通所介護相当サービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となります。なお、緩和した基準によるサービスの減算はありません。 【参考】 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、 ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。 ・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。(厚労省・総合事業Q&A 平成27年8月19日版・第6 問12 参照)	H29.1.13
32	通所介護相当サービスと緩和基準のサービスを、同じ時間で提供する際は、管理者等の人員は別々で配置しなければならないのか。	事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。	H29.1.13
33	(緩和基準による通所) 指定事業所外(公民館等)でサービスを行えるか。	行えません。指定を受けた事業所内でサービスを行ってください。	H29.1.13
34	(現行相当通所) 加算について、緩和型サービスAについては介護職員処遇改善加算のみと説明があったが、現行相当通所介護サービスにおいても同様のなか。	お見込みのとおり。 ただし、通所介護相当サービスのみなし指定事業所においては、平成30年3月31日まで現行のとおり適用します。	H29.1.13
35	(緩和基準による通所) サービス提供について、地域密着型通所介護サービス、介護予防通所介護サービスや現行相当通所介護サービスなどと、一体的に提供することは可能か。	可能です。	H29.1.13
36	(緩和基準による通所) サービス提供について、雇用労働者以外に、ボランティアを募集して従事者と考えることは可能か。	可能ですが、緩和した基準による通所型サービスの従事者は、当該事業者が行う研修修了者としています。その研修内容については、番号38を参照ください。	H29.1.13
37	(緩和基準による通所) 人員基準のうち、管理者は「専従1以上」とあるが、常勤でない管理者の場合、サービス提供日全てに、配置は必要ないと考えてもよいのか。	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くことが必要です。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。	H29.1.13
38	(緩和基準による通所) 人員基準のうち「※従業者は、事業者が行う研修修了者を含む」とあるが、どのような研修を想定されているか。	新たに採用する従事者へ事業者より市が作成する簡易なリーフレット(従事者としての心構え等を記載)の配付等を想定している。	H29.1.13

39	(緩和基準による通所) 単価について、要支援1・2、事業対象者全て「3, 040円／回」とあるが、利用回数に上限は設定されてないか。	適切な介護予防ケアマネジメントにより利用回数が決定されるが、事業対象者の身体状況は要支援相当レベルを想定しているため、従来の介護予防給付と同様に週1～2回程度の利用と考えています。しかし、退院後や急な身体状況により一時の利用の場合も想定されますが、認定区分により月の利用限度額を、事業対象者と要支援1は50, 030円、要支援2は104, 730円と設定しています。担当ケアマネジャーと相談をお願いします。	H29.1.13
40	(緩和基準による通所) サービス提供について、事業所での送迎は実施する必要があるか。必要がある場合、単価についてはどのように設定されているか。(単価内に内包されているか、別途算定可能なのか)	送迎の実施については、事業所の判断で行ってください。なお、報酬の算定はありません。	H29.1.13
41	市では、今後「通所型サービスB」の基準を示す予定はあるか。あるとすれば、いつ頃か。	今後検討します。	H29.1.13
42	(緩和基準による通所) 「利用1回あたりの報酬」が示されているが、1回の時間数は何時間か。	番号23を参照ください。	H29.1.13
43	(緩和基準による通所) 1週間の開催日数は何日か。	定めはありません。	H29.1.13
44	(緩和基準による通所) 人員基準について、従事者の数の中に管理者を含めることはできるか。例えば15人以下の場合「専従1以上」とあるが、管理者が1名で条件を満たすことになるか。	番号37を参照ください。	H29.1.13
45	近隣の他市町村でも、通所介護相当サービスの総合事業指定申請の必要性が「必要である・不要である」の見解が異なる為、確認したい。	通所介護相当サービスについては、平成27年3月31日以前に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受け、総合事業のみなし指定を受けた事業者は、新たに指定申請を行う必要はありません。ただし、みなし指定の効力は平成30年3月31日までのため、それまでに更新手続きが必要です。また、平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が移行するには、事前に指定申請が必要です。これまでに「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けていない新規事業者は、事前相談の上、窓口にて申請してください。	H29.1.13
46	平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受け、平成27年4月1日以降に更新指定を受けた事業所は、厚生労働省作成の総合事業のガイドラインP136の図の通りに、みなし指定は継続しており、みなし指定の更新は不要であるとした市の市でも考えてよいのか。	通所介護相当サービスについては、お見込のとおり。 緩和した基準によるサービスについては、みなし指定の対象ではありませんので、実施する場合は、事前に指定の申請が必要です。	H29.1.13
47	現在の生きがいデイ利用者は、総合事業に組み入れられるのか。組み入れられるとしたら、その説明は、事業者が、スムーズに移行できるよう手配しなければならないか。市の方で説明して頂けるのか。	生きがいデイサービス事業利用者也基本チェックリストの判定の結果、事業対象者となれば総合事業の通所型サービスを利用できます。市が1月から順次利用者に面接を実施し、総合事業の説明と基本チェックリストの判定を行います。	H29.1.13
48	(緩和基準による通所) 設備は「現行の介護予防通所介護と同様」ということだが、通所介護と一体的にサービスを提供して良いということか。	お見込のとおり。	H29.1.13

49	事業対象者となった方が、2ヶ所の第1号通所介護を利用することができるか。	通所介護事業所を複数利用することはできません。	H29.1.13
50	(緩和基準による通所) 限度額を超えない限り、月に何回でも利用できるか。	適切な介護予防ケアマネジメントにより利用回数が決定されるが、事業対象者の身体状況は要支援相当レベルを想定しているため、従来の介護予防給付と同様に週1～2回程度の利用と考えています。しかし、退院後や急な身体状況により一時の利用の場合も想定されるため、サービス利用が週2回を超える場合は、地域包括支援センターに相談をお願いします。自己負担については、所得により1割～2割となります。	H29.1.13
51	緩和サービス利用者が多いほど経営的には赤字になっていく。 要支援2の方は現在週2回利用しているが、それを週1回までと区切らせてもらうことはできるか。	介護予防ケアマネジメントを通して、利用者の身体状況に応じて自立支援に向けたサービス内容、回数等が決定していくこととなります。	H29.1.13
52	現行の生きがいデイサービス事業が、緩和した基準による通所型サービスに移行になるのか。	基本チェックリストの判定の結果、事業対象者となれば通所型サービスを利用していただきます。ただし、サービス内容は介護予防ケアマネジメントで決まります。	H29.1.13
53	52の問いで現在の生きがいデイ利用者が移行の場合、利用を継続する際、チェックリスト、介護マネジメント等の窓口はどこか。また、利用に向けた流れや利用者への説明はどうするのか。	生きがいデイサービス事業利用者の基本チェックリストの実施は高年福祉課、事業対象者の判定は地域包括支援課、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターと居宅介護支援事業所等が行います。また、総合事業の説明は基本チェックリストの実施時に併せて説明します。	H29.1.13
54	要支援1・2、事業対象者の加算は処遇改善加算のみであるか。	お見込のとおり。 ただし、現行相当サービスのみなし指定事業所においては、平成30年3月31日まで現行のとおり適用します。	H29.1.13
55	事業所の定員数に、要介護1～5の利用者と一緒に総合事業の利用者は含まれるか。	番号31を参照ください。	H29.1.13
56	受け入れる通所事業所に関しては、その事業所の規定の定員の枠内で総合事業の方も受け入れるのか。	番号31を参照ください。	H29.1.13
57	通所事業所定員内で、総合事業対象の方だけの別枠等(定員30名であればその中の5名だけ受け入れる等)の利用できる人数は事業所が決めるのか。	定員を定めるのは、事業所となります。 番号31を参照ください。	H29.1.13

58	通所介護、緩和された基準による通所型サービス、従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準や減算についてはどうなるか。	通所介護と通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、 ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。 ・ 通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。 （厚労省・総合事業Q&A 平成27年8月19日版・第6 問11） なお、本市においては、緩和した基準による通所型サービスの減算はありません。	H29.1.13
----	--	---	----------

④介護予防ケアマネジメント関すること

No	質 問	回 答	回 答 日
59	事業対象者を担当する場合、ケアマネの取扱件数に含まれるか。含まれるなら、どのように算定するのか。	総合事業における介護予防ケアマネジメントについては取扱い件数には含まれないが、介護予防ケアマネジメントの適正な実施が確保されるようお願いいたします。	H29.1.13
60	予防給付＋福祉用具レンタルの要支援者が、福祉用具を返却した場合は総合事業となるが、その際には届出を再度行う必要があるか。	介護予防ケアマネジメントマニュアル(P3)に記載しているが予防給付から総合事業に区分が変更した場合は、事業対象者としての登録が必要となるため届出書が必要になります。	H29.1.13
61	総合事業の要支援者が一度限りのショートステイを利用すると、予防給付＋総合事業となるが、届出を再度行い、プランも変更する必要があるか。ショートステイ利用後は総合事業に戻るようになるが、再々度の届出・プラン変更が必要か。	介護予防ケアマネジメントマニュアル(P3)に記載しているとおりで、お見込のとおりです。	H29.1.13
62	総合事業のサービスコードは、どのソフトでも作成できる統一されたものが使用されるのか。	お見込のとおり。	H29.1.13
63	総合事業にも集中減算はあるか。	ありません。	H29.1.13
64	福祉用具とデイサービスを利用している方が、月途中で福祉用具を返却した場合、通常であれば月末担当する事業所が請求するが、総合事業になった場合、福祉用具とデイサービスの給付管理票は、総合事業として給付管理票を送ることになるのか。	月の中で1日でも予防給付のサービスを利用した場合は、その月は介護予防支援費としての請求となります。	H29.1.13
65	総合事業で利用される方は、担当件数としてどのようにカウントされるか。限度はあるか。	番号59を参照ください。	H29.1.13
66	事業対象者を居宅介護支援事業所が担当する場合、担当人数に制限はあるのか。	番号59を参照ください。	H29.1.13
67	予防給付では通常、ヘルパーも通所も週何回と目安で月丸めだが、総合事業対象であれば1回ずつ単位数を計算するので、5003単位の範囲であれば枠いっぱい利用しても(通所であれば月10回利用、ヘルパーは月20回利用等)自己負担は1～2割でよいのか。	番号50を参照ください。	H29.1.13

68	(介護予防ケアマネジメントマニュアルP1について) 総合事業→介護予防ケアマネジメント、予防給付+総合事業→介護予防サービス 計画とあるが、これは平成30年4月以降も同様か。	お見込のとおり。	H29.1.13
----	---	----------	----------

⑤その他

No	質 問	回 答	回 答 日
69	現行相当・緩和した基準・一般介護予防事業対象者の選別は、どこが、どのような基準に基づいて実施するのか。	地域包括支援センターまたは委託先の居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが利用者の身体状況をアセスメントしサービス内容を決定します。	H29.1.13
70	近隣3市町村においてサービス提供が異なり、利用者へのサービスに違いが出ると思われるが、どのような見解か。	総合事業は、地域性に応じて市町独自の内容で実施することになっています。サービス提供事業所は、各市町の利用者が混在する可能性もありサービス内容、利用料も市町ごととなると想定できません。	H29.1.13
71	事前に、たつの市・利用者(家族含む)・事業者との会議等は実施されたのか。	総合事業開始に向け特別に利用者及び事業者との会議は設けていないが、基準等の決定は事業者アンケートや聞き取りを通して決定しました。また、利用者の意見については直接伺うことはなかったが、ケアマネジャーを通してアンケートを行いサービス内容を決定しました。	H29.1.13
72	一定研修は、兵庫県の示す内容で他市で受講するが、一定研修を受けたものとみなされるか。	「兵庫県基準緩和サービス担い手養成研修標準カリキュラム」と同一カリキュラムで実施している市町で受講した場合は、一定の研修受講者とみなします。	H29.1.13
73	市内にある現行のサービス事業所は、全て総合事業を受け入れると思うが、そうでなかった場合、利用者のサービスの選択肢が少なくなるのではないか。	平成29年1月4日時点では、みなし指定事業所において現行相当サービスを辞退する事業所の報告は県から受けておりません。また、緩和したサービスについては、約7割のサービス事業所が参入を検討されています。	H29.1.13
74	総合事業開始から1年後には、相当サービスと緩和サービスの利用割合はどれくらいになると、現時点で考えているか。	現在のサービス内容から想定すると訪問型サービスは、相当サービス30%、緩和サービス70%、通所型サービスは、相当サービス60%緩和サービス40%と見込んでいます。	H29.1.13
75	新規利用者の大部分は緩和サービスになると考えているのだが、現在の利用者は「サービスの継続が必要なケース」として無条件、あるいは本人希望で相当サービスの利用ができるか。あるいは緩和サービスに移っていくのか。	相当サービスか緩和サービスの利用については、介護予防ケアマネジメントの中で利用者の身体状況のアセスメントを行い自立支援に向けた適切なサービスを選択し回数等も決定していくことになります。	H29.1.13
76	質問は、個別に電話または窓口で対応して頂けるのか。	不明な点などありましたら個別に対応を考えています。質問内容については、メールまたはFAXでお願いします。後日、ホームページで追加掲載します。	H29.1.13
77	更新時、事業対象者と認定された利用者が、今まで他市町のデイサービス(例えば相生市)を利用していた場合、総合事業となっても、引き続き今まで利用していた他市町のデイサービスを継続できるか。	みなし指定事業所が通所介護相当サービスを実施する場合は、お見込のとおりです。ただし、緩和した基準によるサービスについては、みなし指定の対象ではありませんので、実施する場合は、事前に指定の申請が必要です。	H29.1.13

78	(P11の図について) 事業対象者で介護予防・生活支援サービスのデイサービスを利用できる方は現状の要支援相当の方のようだが、このシステムであると非該当で、現状の要支援より状態の良い方が、デイサービスを利用できる可能性が出てこないか。	基本チェックリストに該当する事業対象者は、要支援相当であることを想定しています。介護保険法の趣旨から非該当の方が事業対象者と判定されても、適切なアセスメントを行い自立支援に向けたケアプランを作成しサービスの利用となります。早期にサービスを利用することで要支援状態となることを予防し認定に至らない高齢者の増加にもつながると思います。	H29.1.13
79	(P14について) 総合事業への移行は平成30年3月31日までに漸次行われるので、完全移行まで「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」も必要とあるが、平成30年4月からは「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」という名称はなくなる。運営規定や重要事項説明書からも、それらの名称はなくなる考えたらいいか。	お見込のとおり。	H29.1.13
80	介護保険者証の要介護区分等は事業対象者、要支援1・2、要介護1～5という3つのパターンになるか。	お見込のとおり。	H29.1.13
81	市外の事業所も、更新までは今まで通り利用可能か。	番号77を参照ください。	H29.1.13
82	4月以降、受け入れ可能事業所はいつごろ発表されるか。	現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスを新たに指定した事業所については、事業所に確認の上、指定手続き後に随時公表する予定です。 現行相当サービスのみなし指定事業所について、市内事業所については確認の上2月下旬にホームページ等にて公表する予定ですが、市外事業所については予定していません。	H29.1.13
83	基本チェックリスト実施日から総合事業のサービス利用は可能か。	基本チェックリスト実施日に事業対象者と判定された場合、被保険者証の発行を待たずに総合事業の利用は可能です。実施日とは、市の窓口に提出した日(受付日)です。	H29.1.13
84	要支援認定更新までに総合事業のサービスは利用できないのか。	認定更新時期より前に総合事業のサービスの利用希望がある場合は、担当ケアマネジャーによる適切な介護予防ケアマネジメントによりサービスの利用が可能となります。	H29.1.13
85	基準緩和したサービス事業所一覧は公表されるのか。	番号82を参照ください。	H29.1.13
86	平成29年度からの更新申請の利用者あての説明文の内容をしりたい。	2月に更新申請を発送する予定ですので、御確認ください。	H29.1.13